## 地方創生推進交付金事業における 「事業の評価」・「今後の方針」の判断基準について

## 《事業の評価》

- ◆ 各事業(取組)の達成状況はどうだったのか。 (H30年度末時点での目標に対する達成度合い)
- ◆ 当初の目的以外にも別の効果があった場合、その分も加味して評価。 (取組により得られた効果や、事業の必要性、今後の実現可能性など)

A	非常に有効であった	・実績値、達成率が非常に高い場合 (達成率の目安:80%超) ・効果が極めて大きい場合
В	相当程度有効であった	・実績値、達成率が相当程度に高い場合 (達成率の目安:30~79%) ・効果が相当程度みられる場合
С	ある程度有効であった	・実績値、達成率がある程度高い場合 (達成率の目安:30%未満) ・効果がある程度みられる場合

※KPIに対してどうであったかという観点ではなく、当初の目標・目的に対して、 どうだったかという観点で整理。

## 《今後の方針》

◆ 各事業(取組)について、今後、どう展開していくか。

追加等、更に発展させる	事業が効果的であったことから、取組の追加等、更に 発展させる場合
事業の見直し(改善)	事業の見直し(改善)を行う場合
事業の継続	特に見直しをせず、事業を継続する場合
事業の中止	継続的な事業実施を予定していたが中止した場合
事業の終了	当初の予定どおり事業を終了した場合